

法律名	特定工場における公害防止組織の整備に関する法
施行年	昭和41年 H11年改正
目的	この法律は、公害防止統括者等の制度を設けることにより、特定工場における公害防止組織の整備を図り、もつて公害の防止に資することを目的とする。（第1条）
対象者	煤煙／汚水・廃液／騒音／粉塵／振動／ダイオキシンをだす製造業、電気、ガス、熱供給事業者（特定事業者、第3条、施行令第1条）
規制対象事業規模	従業員が21人以上の事業所
規制内容	<p>この法律では、公害防止のために、管理責任者の設置や組織体制の整備について定めている。この法律の対象となる事業者は、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法の対象となっている事業者か、もしくは排出物の量が大きい事業所であり、バイオマスの場合は、対象とならない場合も多いにあり得る（第2条、施行令第2条）のでチェックが必要。</p> <p>例えば、環境関連諸法の対象となる事業所以外でこの法が適用される規模は以下の通り（第2条、施行令第2、3、4、5条）。</p> <p>排出ガス量 - 1万立米／日以上 排水量 - 千立米／日 騒音 - 機械プレス（呼び加圧能力が九百八十キロニュートン以上のものに限る。）／鍛造機（落下部分の重量が一トン以上のハンマーに限る。） 振動 - 液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が二千九百四十一キロニュートン以上のものに限る。）／機械プレス（呼び加圧能力が九百八十キロニュートン以上のものに限る。）／鍛造機（落下部分の重量が一トン以上のハンマーに限る。）</p> <p>環境関連諸法の対象となる事業所、および上記規模以上の事業所は、「特定事業所」とされる。</p> <p>環境関連諸法の対象となる事業所については、それぞれの法律の項を参照。主要なものだけ紹介すると、大気汚染防止法では、SO₂ や石綿を出す事業所、水質汚濁防止法では、カドミウム化合物、シアン化合物・有機燐化合物などを出す事業所で</p>

ある。

特定事業所は、煤煙／汚水・廃液／騒音／粉塵／振動／ダイオキシンをだす施設の維持・使用を総合的に管理する公害防止統括者を選任しなければならない（第3条）。ただし従業員20人以下の特定事業所は公害防止統括者を選任しなくて良い（第3条、施行令第6条）。

使用燃料や施設・排出物の技術的管理をする公害防止管理者（第4条）と、公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する公害防止主任管理者（第5条）を選任して、管理業務をおこなわせなければならない。これには規模の除外規定はないので、特定事業者は全て彼らを選任して公害防止活動にあたらせなければならない。

公害防止統括者は事業の責任者で、特に資格条件はないが、公害防止主任管理者と公害防止管理者は有資格者でなければならない。有資格者は、分野ごとの公害防止主任管理者試験、公害防止管理者試験に合格した者か、政令で定める資格がある人（第7条）。

当然のことであるが、公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者は職務を誠実に行なわねばならない（第9条）。法律に基づく命令や規定に違反したら、解任される（10条）。

都道府県知事は、彼らに、職務の実施状況の報告を求めたり、特定工場に立ち入り、書類その他の物件を検査することができる（第11条）

備考	公害防止のため、有資格者を選んで使用燃料や施設・排出物の技術的管理、及び総合的管理をしなければならない。バイオマス事業は環境に対する負荷をできるだけ少なくするという事業の社会的意味を有しているので、公害防止活動は欠かせない。
資源分類	製材工場等残材、製紙残差、家畜排泄物、食品廃棄物、水産物残差、下水汚泥、生ごみ、林地残材、農作物非食用部
利用技術分類	飼料、肥料・コンポスト、炭化、機械的加工、高分子成分分離、工業原料化、新材料合成、熱化学的変換、生物化学的変換

ビジネスプロセス	運営管理（有資格者、排出物管理）
関連法	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、 ダイオキシン類対策特別措置法